

土地利用

1 都市計画区域

都市計画区域とは、自然的及び社会的条件並びに人口等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として指定される区域です。

本市では、市域全域が県が定める徳島東部都市計画区域（5市3町）の中に含まれています。



(1) 現況

種 別	年 月 日	告示番号	面 積 (約ha)	備 考
都市計画区域	H24. 5.30	県 427号	19,139	S46. 5. 6 県 339号 (当初)

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分（線引き）をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に定める内容

- ① 都市計画の目標
- ② 区域区分決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- ③ 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 現況

種 別	年 月 日	告示番号	区 分	備 考
都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	H24. 5.30	県 427号	変更	H16. 5.14 県 462号 (当初) H16.12.28 県1194号 (変更) H17. 9. 2 県 759号 (変更)

(3) 変遷

年 月 日	告示番号	内 容
H16. 5.14	県 462号	平成12年の法改正により、都道府県が目指すべき都市像を都市計画区域マスタープランとして明示
H16.12.28	県1194号	市街化区域の規模と現在の市街地との関係の変更
H17. 9. 2	県 759号	主要な市街地開発事業の決定方針、市街地整備の目標の変更
H24. 5.30	県 427号	人口、世帯減少が想定されるなか、集約型都市構造の実現を目指す。

3 市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）

都市計画区域マスタープランに即し、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、その創意工夫の下に、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

本市では、平成 11 年に作成したマスタープランを、平成 19 年に策定した「第 4 次徳島市総合計画」の基本構想に即するように内容を見直し、平成 24 年に平成 32 年を目標年次とする新たな都市計画マスタープランに改定しています。(p15 ~ p21 を参照ください。)

4 市街化区域、市街化調整区域

区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）、いわゆる線引き制度は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和等、地域の実情に即した都市計画を樹立していく上で根幹をなすものであり、本市を含む 5 市 3 町で構成する徳島東部都市計画区域で定めています。

- **市街化区域**……………すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- **市街化調整区域**……………市街化を抑制すべき区域

(1) 現況

種 別	年 月 日	告示番号	面 積 (約ha)	備 考
市街化区域	H24. 5.30	県 428号	3,905	S46. 5. 7 県 343号 (当初) S54.11.30 県1032号 (変更)
市街化調整区域			15,234	S62. 9.29 県 769号 (変更) H 8. 3.29 県 170号 (変更) H16.12.28 県1195号 (変更)

5 都市計画区域・市街化区域・市街化調整区域の変遷

年 月 日	告示番号	内 容
S 2. 4. 1	勅令35号	旧都市計画法第 2 条の規定による都市計画法適用都市の指定
S 3.10.20	内務大臣公告	徳島市、八万村、加茂名町、加茂村（吉野川及び鮎喰川左岸を除く）をあわせ、徳島都市計画区域として認可 [その後、数次にわたり市域を拡大]
S46. 5. 6	県 339号	市域全域を「徳島東部都市計画区域（4市6町、約52,152ha）」として指定
S46. 5. 7	県 343号	徳島市 都市計画区域 約18,744ha 市街化区域 約 3,680ha 市街化調整区域 約15,064ha
S54.11.30	県1032号	徳島市 都市計画区域 約18,814ha 市街化区域 約 3,708ha 市街化調整区域 約15,106ha

年月日	告示番号	内 容		
S62. 9.29	県 769号	徳島市	都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域	約18,814ha 約 3,712ha 約15,102ha
H 8. 3.29	県 170号	徳島市	都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域	約19,123ha 約 3,903ha 約15,220ha
H16.12.28	県1195号	徳島市	都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域	約19,123ha 約 3,905ha 約15,218ha
H24. 5.30	県 428号	徳島市	都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域	約19,139ha 約 3,905ha 約15,234ha

6 地域地区

地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、住居の環境を保護し、商業・工業等の利便を増進し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境を保持するよう定めるものです。













(1) 現況一覧

種 別	年月日	告示番号	面積 (約ha)	備 考
用途地域	H25. 2.28	市 34号	3,905	S48.12.21 県 805号 S54.11.30 県1033号 (変更) S62. 9.29 県 770号 (変更) H 8. 3.29 県 171号 (変更) H12. 7.12 市 135号 (変更) H16.12.28 市 175号 (変更)
高度利用地区	S55. 1.21 H24.11.15	市 2号 市224号	2.1 1.8	徳島駅前西地区 新町西地区
防火地域	H 8. 3.29	市 34号	44	S45.12.28 市 65号 S57. 1. 8 市 1号 (変更) S62. 9.29 市 92号 (変更)
準防火地域	S62. 9.29	市 93号	138	S45.12.28 市 65号 S57. 1. 8 市 2号 (変更)
風致地区	S46.10.15	県778号	1,022	
駐車場整備地区	S47.10. 6	市 50号	88.1	
臨港地区	H25. 2.28 H25. 3.28	市 35号 県155号	113.3	S40. 3.11 建 498号 H18. 2.24 県 182号 (変更) H19.12. 7 県 931号 (変更)

(2) 用途地域

建築物の用途・形態・容積率・建ぺい率等について必要な規制を行い、住居・商業・工業等の用途を適正に配分するため定めています。

① 用途地域の種類

<p>第一種低層住居専用地域</p> <p>低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な店舗や事務所をかねた住宅、小中学校などは建てられます。</p> 	<p>第二種低層住居専用地域</p> <p>主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定の店舗などは建てられます。</p> 	<p>第一種中高層住居専用地域</p> <p>中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院・大学・500㎡までの一定の店舗などは建てられます。</p> 
<p>第二種中高層住居専用地域</p> <p>主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院・大学などのほか、1,500㎡までの一定の店舗や事務所などは建てられます。</p> 	<p>第一種住居地域</p> <p>住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗・事務所・ホテルなどは建てられます。</p> 	<p>第二種住居地域</p> <p>主に住居の環境を守るための地域です。10,000㎡までの店舗やカラオケボックス、事務所・ホテルなどは建てられます。</p> 
<p>準住居地域</p> <p>道路の沿道において、10,000㎡までの店舗、事務所・ホテルなどの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。</p> 	<p>近隣商業地域</p> <p>近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や10,000㎡を超える店舗のほかに小規模の工場も建てられます。</p> 	<p>商業地域</p> <p>銀行・映画館・飲食店・百貨店・事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。10,000㎡を超える店舗のほかに住宅や小規模の工場も建てられます。</p> 
<p>準工業地域</p> <p>主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の業務の利便を図る地域です。危険性・環境悪化が大きい工場以外は、10,000㎡を超える店舗などほとんど建てられます。</p> 	<p>工業地域</p> <p>主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅や10,000㎡までの店舗は建てられますが、学校・病院・ホテルなどは建てられません。</p> 	<p>工業専用地域</p> <p>専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅・一定の店舗・学校・病院・ホテルなどは建てられません。</p> 

② 現況

種 別	年 月 日	告示番号	面 積 (約ha)	備 考
用途地域	H25. 2.28	市 34号	3,905	S48.12.21 県 805号 S54.11.30 県1033号 (変更) S62. 9.29 県 770号 (変更) H 8. 3.29 県 171号 (変更) H12. 7.12 市 135号 (変更) H16.12.28 市 175号 (変更)

用 途 地 域	面 積 (約 ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (限度)	容積率 (限度)	高さの 限 度	備 考
第一種低層住居専用地域	148	3.8	60	100	10m	
第二種低層住居専用地域	7.5	0.2				
第一種中高層住居専用地域	497	12.7		200		
第二種中高層住居専用地域	178	4.6				
第一種住居地域	1,633/21	42.3		200/300		
第二種住居地域	36/23	1.5				
準住居地域	19	0.5		200		
近隣商業地域	146/34	4.6	80	200/300		
商業地域	297/36	8.5		400/600		
準工業地域	454	11.6	60	200		
工業地域	170	4.4				
工業専用地域	205	5.3				
合計	3,905	100.0				

③ 用途地域の変遷

年月日	告示番号	内 容			
S 8. 4.25		住居地域 商業地域 工業地域 未指定地域	約2,783,000坪 (約 918 ha) 約 433,000坪 (約 142.89ha) 約1,098,000坪 (約 362.34ha) 約 315,000坪 (約 103.95ha)		計 約4,629,000坪 (約1,572.5ha)
S22. 4. 9	戦復64号	住居地域 商業地域	約 597.0ha 約 137.5ha	工業地域 未指定地域	約136.6ha 約 52.2ha 計 約923.3ha
S26. 5. 3	建 441号	住居地域 商業地域	約 518 ha 約 197.9ha	準工業地域 工業地域	約100 ha 約107.4ha 計 約923.3ha
S48.12.21	県 805号	第一種住居専用地域 第二種住居専用地域 住居地域 近隣商業地域	約 210 ha 約 661 ha 約1,775 ha 約 38 ha	商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	約316 ha 約385 ha 約110 ha 約185 ha 計 約3,680ha
S54.11.30	県1033号	第一種住居専用地域 第二種住居専用地域 住居地域 近隣商業地域	約 209 ha 約 661 ha 約1,744 ha 約 54 ha	商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	約324 ha 約419 ha 約110 ha 約187 ha 計 約3,708ha
S62. 9.29	県 770号	第一種住居専用地域 第二種住居専用地域 住居地域 近隣商業地域	約 201 ha 約 661 ha 約1,720 ha 約 74 ha	商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	約347 ha 約419 ha 約104 ha 約186 ha 計 3,712ha
H 8. 3.29	県 171号	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	約 148 ha 約 7.5ha 約 497 ha 約 186 ha 約1,694 ha 約 62 ha	準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	約 10 ha 約130 ha 約331 ha 約438 ha 約194 ha 約205 ha 計 約3,903ha
H12. 7.12	市 135号	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	約 148 ha 約 7.5ha 約 497 ha 約 185 ha 約1,694 ha 約 62 ha	準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	約 10 ha 約131 ha 約331 ha 約438 ha 約194 ha 約205 ha 計 約3,903ha
H16.12.28	市 175号	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	約 148 ha 約 7.5ha 約 497 ha 約 179 ha 約1,668 ha 約 59 ha	準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	約 34 ha 約149 ha 約331 ha 約457 ha 約170 ha 約205 ha 計 約3,905ha
H25. 2.28	市 34号	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域	約 148 ha 約 7.5ha 約 497 ha 約 178 ha 約1,654 ha 約 59 ha	準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	約 19 ha 約180 ha 約333 ha 約454 ha 約170 ha 約205 ha 計 約3,905ha

④ 用途地域内の建築物の用途制限

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために建築することができる建築物の用途については、次のとおり制限が行われます。

本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地	準工業地	工業地	工業専用地域	備考
○ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ①, ②, ③, ④, ▲ 面積, 階数等の制限あり														
住宅, 共同住宅, 寄宿舎, 下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル, 旅館		×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	×	▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場, スケート場, 水泳場, ゴルフ練習場, バッティング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	×	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲10,000㎡以下
	麻雀屋, ぱちんこ屋, 射的場, 馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	○	▲	×	▲10,000㎡以下
	劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場	×	×	×	×	×	×	▲	○	○	○	×	×	▲客席200㎡未満
	キャバレー, ダンスホール等, 個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	大学, 高等専門学校, 専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所, 一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社, 寺院, 教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	公衆浴場, 診療所, 保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム, 身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター, 児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	×	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋, 米屋, 豆腐屋, 菓子屋, 洋服店, 畳屋, 建具屋, 自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	作業場の床面積
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	① 50㎡以下
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	② 150㎡以下
	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
火薬, 石油類, ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
卸売市場, 火葬場, と畜場, 汚物処理場, ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注) 本表は、建築基準法の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
また、風俗施設については、別途規制が行われます。

(3) 高度利用地区

高度利用地区は、建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、用途地域内の市街地における土地の高度利用と都市機能の更新とを図ることを目指した地域地区です。

本市では徳島駅前西地区及び新町西地区を指定しています。



① 現況

徳島駅前西地区

種 別	年 月 日	告示番号	面 積 (約ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度
				最高限度	最低限度		
高度利用地区	S55. 1.21	市 2号	2.1	60/10	20/10	8/10 (注2)	200㎡

新町西地区

種 別	年 月 日	告示番号	面 積 (約ha)	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び最低限度		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の最低限度
				最高限度	最低限度		
高度利用地区	H24.11.15	市224号	1.8	60/10 40/10 (注1)	16/10	8/10 (注2)	200㎡

(注1) 建築基準法第59条の2の規定により許可された建築物においてはこの限りではない。

(注2) 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第5項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。

(4) 防火・準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域です。

建築基準法において、これらの地域内で、一定規模以上の建築物を建築する場合には、耐火建築物または準耐火建築物などとして定められています。



① 現況

種 別	年月日	告示番号	面 積 (約ha)	備 考
防火地域	H 8. 3.29	市 34号	44	S45.12.28 市 65号 S57. 1. 8 市 1号 (変更) S62. 9.29 市 92号 (変更)
準防火地域	S62. 9.29	市 93号	138	S45.12.28 市 65号 S57. 1. 8 市 2号 (変更)

② 変遷

年 月 日	告示番号	内 容
S25. 6. 5	建 454号	準防火地域 約136.55ha
S30. 3.19	建 236号	防火地域 約 2.96ha 幅11.45m 準防火地域 約185.59ha (変更)
S38. 9. 2	建2248号	防火地域 約 5.44ha (変更) 準防火地域 約156.6 ha (変更)
S45.12.28	市 65号	防火地域 約 8.38ha (変更) 準防火地域 約155.29ha (変更)
S57. 1. 8	市 1号 市 2号	防火地域 約 19.5 ha (変更) 準防火地域 約146 ha (変更)
S62. 9.29	市 92号 市 93号	防火地域 約 43 ha (23.5ha追加) 準防火地域 約138 ha (8.0ha削減)
H 8. 3.29	市 34号	防火地域 約 44 ha (1.3ha追加)

(5) 風致地区

風致地区は、都市における風致を維持するために定める地域地区です。
 この地区では、「徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例」により、土地の形質の変更や建物の高さ、建ぺい率等について規制がされています。

① 現況

種 別	年 月 日	告示番号	面 積 (約ha)	備 考
風致地区	S46.10.15	県 778号	1,100 (うち徳島市分1,022)	

② 変遷

年 月 日	告示番号	内 容
S15. 5. 3	内319号	眉山風致地区 約1,130ha 城山風致地区 約 31ha 沖洲風致地区 約 66ha 津田風致地区 約 41ha
S18.12		戦争のため停止
S21.10. 8		復活
S46.10.15	県778号	1号 眉山風致地区 約 794ha 2号 城山風致地区 約 21ha 3号 小松風致地区 約 25ha 4号 日の峯大神子風致地区 約 260ha (うち徳島市分182ha) (新都市計画法の施行による見直しの結果、沖洲・津田両風致地区を廃止し、小松風致地区を指定する。なお、旧日の峯風致地区を徳島市大神子地区まで拡大する。) } 1,100ha (1,022ha)

(6) 駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域、近隣商業地域等で、自動車交通が著しく輻輳する地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について、駐車施設の整備を促進すべき地区として駐車場法の規定に基づき、都市計画に定めるものです。

本市では、「徳島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」(昭和48年1月5日条例第1号)を制定し、一定規模以上の建築物に対して自動車の駐車施設の附置及び管理を義務付けています。



① 現況

種 別	年 月 日	告示番号	面 積 (約ha)	備 考
駐車場整備地区	S47.10. 6	市 50号	約88.1ha	

(7) 臨港地区

臨港地区は、港湾の管理運営を円滑に行うため定める地域地区です。



① 現況

種 別	年 月 日	告示番号	面 積 (約ha)	備 考
臨港地区	H25. 2.28	市 35号	191.6ha (うち徳島市分 113.3ha)	S40. 3.11 建 498号 (当初)
	H25. 3.28	県 155号		H18. 2.24 県 182号 (変更) H19.12. 7 県 931号 (変更)

② 変遷

年 月 日	告示番号	内 容
S40. 3.11	建 498号	臨港地区 約14.9ha
H18. 2.24	県 182号	名称変更 (徳島小松島港臨港地区) 臨港地区 156.2ha (うち徳島市分 79.0ha)
H19.12. 7	県 931号	臨港地区 184.2ha (うち徳島市分 107.0ha)
H25. 2.28	市 35号	臨港地区 189.5ha (うち徳島市分 112.3ha) ※今切港 5.3haを追加
H25. 3.28	県 155号	臨港地区 191.6ha (うち徳島市分 113.3ha) ※徳島小松島港 2.1haを追加